

## 「電子決裁システムの開発・保守運用業務」

(意見招請日：2020年8月13日) について寄せられた質問等に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	調達仕様書（案） P18, 19, 20, 22	第3章 開発するシステムの要件 1. 現行事務フロー (3) 業務フロー ①②③④	各業務フローにおいて「取戻し」についての記載がありますが、書類がどの確認者、承認者に回付された状態であっても、起案者が取戻しができてしまうと承認したはずの書類が紛失したと思われるケースが懸念されます。書類の取戻しができる範囲を絞り込む要件記載追加をご提案します。 「直上の確認者または承認者が書類を留めている状態の場合、手前の起案者、確認者または承認者が書類の取戻しを実行できる」というように、取戻しができる範囲を絞り込むという表現は如何でしょうか。	機構で想定される「取戻し」は直前の確認者や承認者ではなく、ほとんどの場合において起案者が行います。そのため、差戻と同様に、取戻しを行った証跡が残るような機能を仕様追加します。
2	調達仕様書（案） P24	第3章 開発するシステムの要件 1. システム要件 (4) 文書管理	決裁書の管理について、「他システムとの連携、他システムへの移管は行わない」との記載がありますが、ワークフロー機能を担うパッケージと決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせで、当該電子決裁システムを一括構築するご提案は可としていただけますでしょうか。個別開発を行うよりも費用を抑え工数削減が見込め、また、それぞれの有効な機能を活用することが可能であり効率化が促進できると考えます。	ワークフロー機能を担うパッケージと、決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせにより、電子決裁システムを一括構築することは可能です。構築された「電子決裁システム」は、AD連携を除き、JICA内の他システムとの連携は行いません。
3	調達仕様書（案） P24	第3章 開発するシステムの要件 1. システム要件 (6) セキュリティ要件	「データベースに格納されている個人情報等やパスワード等の重要情報を暗号化すること」との要件記載がありますが、本要件は任意要件としていただけないでしょうか。データベースに格納されている情報の暗号化はご提案を想定しているパッケージでは実現が難しく、要件を満たす為の個別開発にはコスト増が見込まれるため。	システムのセキュリティを保つため、本要件は必須要件のままとしますが、パッケージ製品での実装が難しい場合、他製品との組み合わせで要件を満たしていただければ問題ありません。
4	調達仕様書（案） P31	第4章 開発するシステムの稼働環境要件 3. ソフトウェア構成 (2) 共通サーバ基盤運用保守業者によるパッチ適用	当該項目に記載の「パッチ適用作業」そのものの要件は、共通サーバ基盤運用保守業者による作業という理解でよろしいでしょうか？ 本システム（電子決裁システム）のパッチ適用作業について、受託者が本番環境に対し「金曜日夜～土曜日夜」にパッチ適用作業を行うことが要件となりますでしょうか？	共通サーバ基盤側で用意しているソフトウェアについては、共通サーバ基盤運用保守事業者にてパッチ適用作業を行います。業務主管部・受託者側で個別に用意したソフトウェアについては、受託者側でパッチ適用を行います。なお、パッチ適用作業の日程については原則本要件となりますが、特別な事情がある場合は、日程が変更になる可能性があります。
5	調達仕様書（案） P36	第6章 保守要件 1. アプリケーションの保守要件 図表25 アプリケーションの保守要件	「項番1 ヘルプデスク ④」の要件に「電話、メールの連絡窓口を用意すること。（日本語・英語）」との記載がありますが、英語での対応は、電話、メールとも両方についての必須要件となりますでしょうか？	電話及びメールの連絡窓口は、いずれも日本語及び英語での対応が必須要件となります。
6	調達仕様書（案） P51	第9章 契約条件等 8. 支払方法	「保守運用に係る業務委託契約部分については、四半期ごとに提出される業務実施報告書の検査合格後に提出される経費精算報告書の精算金額を確定し、受託者に精算金額確定通知を送付する」とありますが、保守運用業務に係る費用のご請求金額は、業務工数の増減に伴って金額も変動するとの理解でいいでしょうか？	本公告では、「保守運用に係る業務委託契約部分については、四半期ごとに提出される業務実施報告書及び経費精算報告書の精算金額にて確定し、受託者に精算金額確定通知を送付する」に変更します。保守運用業務に係る費用のご請求金額は、基本変更はしません。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
7	機能要件一覧 1/4ページ	ID9、10	「複数部署の兼務者の場合、兼務する部署別にリストとして表示できること」とありますが、兼務する部門毎に切り替えを行うと、オペレーションコストが多くなり利用者が煩わしく感じられると思われるため、兼務するどの部署の立場であっても承認対象書類などが一覧表示される要件に変更されるのは如何でしょうか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
8	機能要件一覧 2/4ページ	ID35	書類がどの確認者、承認者に回付された状態であっても、起案者が取戻しができずと承認したはずの書類が紛失したと思われるケースが懸念されます。書類の取戻しができる範囲を絞り込む要件記載追加をご提案します。 「直上の確認者または承認者が書類を留めている状態の場合、手前の起案者、確認者または承認者が書類の取戻しを実行できる」というように、取戻しができる範囲を絞り込むという表現は如何でしょうか。	機構で想定される「取戻し」は直前の確認者や承認者ではなく、ほとんどの場合において起案者が行います。そのため、差戻と同様に、取戻しを行った証跡が残るような機能を仕様追加します。
9	機能要件一覧 2/4ページ 3/4ページ	ID62、63、64、65、 66、70、71	ワークフロー機能を担うパッケージと決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせで、当該電子決裁システムを一括構築するご提案は可とさせていただきますでしょうか。個別開発を行うよりも費用を抑え工数削減が見込めるご提案が可能と考えます。	ワークフロー機能を担うパッケージと、決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせにより、電子決裁システムを一括構築することは可能です。構築された「電子決裁システム」は、AD連携を除き、JICA内の他システムとの連携は行いません。
10	機能要件一覧 3/4ページ	ID85	「管理者権限IDは、セキュリティ対策のためIPアドレスやMACアドレス等でのアクセス元の制限をかけること」とありますが、ID管理によるアクセス制限でも可といただけないでしょうか？ もしくは、本件は必須ではなく任意要件としていただけないでしょうか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
11	機能要件一覧 4/4ページ	ID96	「音声ソフト」との連携について、本件は必須ではなく任意要件としていただけないでしょうか。	本システムは視覚障害者も利用しますので、音声ソフトは必須要件です。
12	P.15	第3章 1. (1)①利用ユーザ	5年後のユーザ増大率は1.2倍との記述がありますが、同時ユーザ数についても1.2倍の500人×1.2=600人という理解で正しいでしょうか？	ご認識のとおりで問題ありません。
13	P.18	第3章 1. (3)①部内決裁	〇〇という製品で提案しようと考えています。 できるだけ標準機能での実現したいと考え、以下の点について、質問させていただきます。 「起案者は、確認者及び承認者から決裁の取戻しをすることができる」という記載がありますが、起案者⇒確認者⇒承認者と回付した場合、確認者が確認し承認者に回付された時点で、起案者は確認者から取り戻すことができない製品仕様となっております。 必須要件となりますでしょうか？	起案者は、決裁書が承認される前であれば、どの時点でも取戻しを行える必要がありますので、必須要件です。



通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
14	P. 18	第3章 1. (3)②協議を行う決裁	※No. 2と同じ内容となります。 「起案者は、起案部署及び協議部署の確認者、承認者、受付者から決裁の取戻しができる」という記載がありますが、必須要件となりますでしょうか？	起案者は、決裁書が承認される前であれば、どの時点でも取戻しを行える必要がありますので、必須要件です。
15	P. 19	第3章 1. (3)③ア. 事前協議	※No. 2と同じ内容となります。 「起案者は、確認者、承認者、受付者から決裁の取戻しができる」という記載がありますが、必須要件となりますでしょうか？	起案者は、決裁書が承認される前であれば、どの時点でも取戻しを行える必要がありますので、必須要件です。
16	P. 20	第3章 1. (3)③イ. 本決裁	※No. 2と同じ内容となります。 「起案者は、起案部署及び合議部署の確認者、承認者、受付者から決裁の取戻しができる」という記載がありますが、必須要件となりますでしょうか？	起案者は、決裁書が承認される前であれば、どの時点でも取戻しを行える必要がありますので、必須要件です。
17	P. 22	第3章 1. (3)④理事長または理事承認を行う決裁	※No. 2と同じ内容となります。 「起案者は、受付（担当秘書）、理事長室の確認者、理事及び理事長から決裁の取戻しができる」という記載がありますが、必須要件となりますでしょうか？	起案者は、決裁書が承認される前であれば、どの時点でも取戻しを行える必要がありますので、必須要件です。
18	P. 22	第3章 2. (4)文書管理	システムに必要なHDD容量算定のため、以下の質問をさせていただきます。 「添付文書の最大容量は10MBとし」という記載がありますが、平均的するとどの程度の容量となりますでしょうか？ 1案件について最大容量で見積もってしまうと、大きなHDD容量を見積もってしまうことを危惧しております。	現在稼働しているシステムがないため、あくまで想定となりますが、Officeファイルが複数添付されるイメージであり、1案件の平均は2MB以下になると考えます。
19	P. 32	第5章 2. (2)テストデータ要件	「テストで使用するデータは、原則として受託者において作成・用意すること」との記載がありますが、総合テストにおいては、申請者の所属に応じて確認者、承認者が自動的に設定されるかを、実際の組織データで確認したいと考えております。つきましては、テストに使用する組織データをご提供頂きたいと考えておりますが、可能でしょうか？	可能です。 プロジェクト開始後に提供する予定です。
20	P. 36	第6章 1. 1 ④	「電話、メールの連絡窓口を用意すること（日本語・英語）」の記載がありますが、英語の対応はメールのみ限定することはできませんでしょうか？	電話及びメールの連絡窓口は、いずれも日本語及び英語での対応が必須要件となります。
21	機能要件一覧 P. 1/4	ID 10	「複数職位の兼務者の場合、兼務する職位別にリストとして表示できること」との記載がありますが、同一部署に、同一ユーザ、複数の役職を持つケースはありますか？ また、それは必須要件となりますでしょうか？	同一部署に、同一ユーザ、複数の役職を持つケースはあり、必須要件となります。
22	機能要件一覧 P. 1/4	ID 24	「起案者及び確認者は、複数の承認者が設定されているとき、承認の順番を指定する必要がある場合は、指定できること」との記載があります。承認者の順番を指定するには、複数の承認者に同時回付するのではなく、シリアル回付するようユーザが指定することになり、承認者の数分の回付ステップを事前に用意しておく必要があります。 承認者の最大数を決定することはできますでしょうか？	機構内の現行ルールに基づき最大数を決定することは可能です。
23	機能要件一覧 P. 2/4	ID 42	「承認者、合議・協議先の受付が、代理承認者を設定できること」という記載があり、受付者に製品の管理者権限を付与することで可能となりますが、〇〇という製品では、設定できる範囲を承認者、合議・協議先のみ限定することはできません。運用上、問題ありませんでしょうか？	質問の趣旨が不明ですので、回答は差し控えさせていただきます。
24	機能要件一覧 P. 2/4	ID 43	「起案者、承認者、合議・協議先の受付が、権限委譲を設定できること」という記載があり、受付者に製品の管理者権限を付与することで可能となりますが、〇〇という製品では、設定できる範囲を起案者、承認者、合議・協議先のみ限定することはできません。運用上、問題ありませんでしょうか？	質問の趣旨が不明ですので、回答は差し控えさせていただきます。
25	機能要件一覧 P. 2/4	ID 53	「起案者または承認者は、決裁未了の起案文書を取り下げることができる」との記載がありますが、以下の要件とすることできませんでしょうか？ ・取下げは、自分が当該起案書を処理できる時、実施することができる。 （自分の次処理者が確認や承認をしてしまった場合は取下げ不可）	自分の次処理者が確認及び承認を行った場合でも、起案者は取下げることができる必要があります。
26	機能要件一覧 P. 1/4	ID 74, 75, 76	進捗ステータスとして、「差戻し」との記載がありますが、差戻先で保留となっているステータスとなります。問題ありませんでしょうか？	問題ありません。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
27	P. 10	①設計・開発業務の契約期間は、契約締結の日から2021年6月30日までとする。	2021年7月1日稼働の期限とされる絶対的がございましたらご教示頂けますでしょうか。ご調整が難しい場合、要件の内一部は稼働後とするなどの段階分けの対応は許容頂けますでしょうか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
28	P. 51	(2) ①プロジェクト管理責任者 ②設計開発責任者	PJ遂行スキルを前提として、相当レベルの責任者と捉えてのご提案を許容頂けますでしょうか。（その場合、必要に応じ要員スキルを説明する資料の提示を行うなどの対応など。）	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
29	P. 36	電話、メールの連絡窓口を用意する	メールのみでの受付対応とさせて頂く事は可能でしょうか。	電話及びメールの連絡窓口は、いずれも日本語及び英語での対応が必須要件となります。
30	P. 30	JICA標準パソコンにおけるソフトウェア	海外含めた各拠点ごとの利用クライアントタイプにおいて左記標準パソコン以外のものがあるようでしたら、RFP発出のタイミングで情報ご提示頂けますでしょうか。	頂いたご意見を踏まえ、本公示までには準備できるよう検討いたします。
31	-	-	モバイル利用は無し的前提で相違ありませんでしょうか。	モバイル利用は行いません。
32	P. 12	図表9 納入成果物及び納入期限	成果物対象の成果物名や内容説明で記されているドキュメントは、提案時に対象物を明記することで一部内容が異なっても（まるきりそのまま無くとも）良いでしょうか。	成果物については、一部名称やドキュメント体系が異なったとしても、仕様書に記載された内容を作成いただきます。
33	P. 18-22	取戻し	起案者が承認者や決裁者から取戻しが出来てしまうと承認途中に急に起案文書が無くなったなどの問題が発生してしまう為、取戻しが出来る範囲や前提条件を明示して提案することで問題ないでしょうか。	「取戻し」はほとんどの場合において起案者が行うため、範囲や前提条件により限定することは想定していません。取戻しを行った証跡が残るような機能を仕様追加します。
34	P. 24	(6) セキュリティ要件	提案するパッケージ製品がデジタル署名やデータベースの暗号化などについて対応していない場合、非改ざん性の確認において（ログ、書類内の変更履歴等で）変更状態が確認ができ、データベースの格納方法における秘匿性があれば問題ないでしょうか。	問題ありません。
35	P. 38	図表 26 SLAの想定一覧 5 アプリケーション管理	OSやミドルウェア・パッケージソフトウェアには既知の不具合がありますが、本件の対象は本業務の作業で作成された範囲として捉えて問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
36	P. 50	5. 契約不適合責任	OSやミドルウェア・パッケージソフトウェアには既知の不具合（バグ）がありますが、これらはすぐに治らない物も存在し続けると思われます。本件の対象は本業務の作業で作成された範囲として捉えられて問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
37	機能要件一覧 1ページ	2 前提条件 1 基本情報	管理者の機能を含めた全網羅的な対応では無いとしても、対応可能な範囲を明示的に提案を行うことで必須要件には対応していると認識して問題ないでしょうか。	質問の趣旨が不明ですので、回答は差し控えさせていただきます。
38	機能要件一覧 1ページ	6 前提条件 1 基本情報	全ユーザーが承認者ではないと思われる為、表示が必要な処理を選択すると自身が処理すべき決裁一覧を表示するという挙動でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
39	機能要件一覧 1ページ	9 前提条件 1 基本情報	複数部署の兼務者の場合、部署別に表示すると見難くなってしまう場合がある為、申請者組織名や最終処理者の組織名・現在のステップ名が明示されてソート表示する事で識別可能になる為、部署別のリストで無くとも同類の結果は得られるので問題ないでしょうか。	問題ありません。
40	機能要件一覧 1ページ	10 前提条件 1 基本情報	複数職位の兼務者の場合、職位別に表示すると見難くなってしまう場合がある為、申請者組織名や最終処理者の組織名・現在のステップ名が明示されるソート表示する事で識別可能になる為、職位別のリストで無くとも同類の結果は得られるので問題ないでしょうか。	問題ありません。



通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
41	機能要件一覧 1ページ	16 前提条件 1 基本情報	ID. 14-15の要件から、組織データや承認経路の設定が未来日付で出来ることとある為、規定フォームの修正が発生した場合においても未来日付での反映と認識して良いでしょうか。	未来の日付で規定フォームの設定変更ができ、該当の日付が来た場合に自動で変更ができることを求めます。
42	機能要件一覧 1ページ	22 ワークフロー機能 2 起案 1 承認設定	他決裁書の経路も含めてコピー出来てしまうと異動者・退職者・不在者などへの回付や想定外の承認経路が発生し問題となってしまいうため、自身の閲覧権限内の他決裁書をコピーして再利用でき、申請時点において選択可能な人の中から承認経路が設定出来れば良いでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
43	機能要件一覧 1ページ	30 ワークフロー機能 2 起案 2 添付文書	Officeのバージョンや利用プログラムにより拡張子が変わる為、添付できるファイルの拡張子制限をシステム管理者が任意に設定できるという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
44	機能要件一覧 2ページ	33・34 ワークフロー機能 2 起案 4 削除	ドラフト保存されている文書は削除可能であるにも関わらず本人の意思で残っている物があり、否決や差し戻された文書は複製されたり再起案されたりする可能性があると思うのですが、個別開発をしてもこれらは全て自動削除が必須でしょうか。	自動削除機能は必須とします。
45	機能要件一覧 2ページ	35 ワークフロー機能 2 起案 5 取戻し	起案者が承認者や決裁者から取戻しが出来てしまうと承認途中に急に起案文書が無くなったなどの問題が発生してしまう為、取戻しが出来る範囲や前提条件を明示して提案することで必須要件は満たされると認識して良いでしょうか。	「取戻し」はほとんどの場合において起案者が行うため、範囲や前提条件により限定することは想定していません。取戻しを行った証跡が残るような機能を仕様追加します。
46	機能要件一覧 2ページ	37 ワークフロー機能 2 起案 6 代行入力	代行入力が出来て起案が出来ない制限をつけようとした場合、その人は起案自体ができなくなってしまうかと思うのですが、代行者は起案をしないと言う事でも良いのでしょうか。	ご理解のとおり、代行入力者は起案しません。
47	機能要件一覧 2ページ	38 ワークフロー機能 2 起案 6 代行入力	起案者のドラフトを他ユーザが変更できてしまうと勝手に変わって問題が発生してしまう可能性がある為、代行者が入力して上長以外の他ユーザが起案できるという要件認識でも問題ないでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、本公示までに検討させていただきます。
48	機能要件一覧 2ページ	39 ワークフロー機能 2 起案 7 過去日付起案	システム管理者が必要な決裁書を限定するのは運用が困難となる為、システム管理者が指定した過去期間の範囲に限り、過去の組織・書類・日付で申請できること。という要件認識でも問題ないでしょうか。 また、督促は設定された滞留日数等に応じて通知されますが、督促は設定に応じて通知されると言う認識で問題ないでしょうか。	システム管理者は、期間ではなく決裁書の内容に応じ過去日付の適用を認める必要があります。 督促の設定についてはご認識のとおりで問題ありません。
49	機能要件一覧 2ページ	40 ワークフロー機能 3 確認・承認 1 修正履歴	修正履歴について、項目ごとに修正元と修正後の確認ができるという認識で良いでしょうか。また、各処理者単位で修正された場合、それぞれの履歴も残って確認できるという認識で良いでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。
50	機能要件一覧 2ページ	41 ワークフロー機能 3 確認・承認 2 代理承認	代理決裁者の設定について、管理職本人による設定とシステム管理者による設定のどちらを想定していますでしょうか。もしくは、両方とも設定できるという想定でしょうか。	代理決裁者の設定は、各部署の管理職本人及び受付者が設定できる必要があります。
51	機能要件一覧 2ページ	43 ワークフロー機能 3 確認・承認 4 権限移譲	権限移譲との記載がありますが、起案者の代わりに申請が出来る権限を移譲して代理申請ができ、承認者・合議競技先の受付の代わりに承認・処理が出来る権限を移譲して代理承認・処理ができれば、権限移譲を設定できるという認識で問題ないでしょうか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
52	機能要件一覧 2ページ	45 ワークフロー機能 3 確認・承認 6 一括承認	文書の内容から判断に必要な項目を一覧に表示することができて内容が把握でき、複数の起案文書を選択して一括で承認処理が出来るという要件認識で問題ないでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。決裁書の件名、起案部署名、日付の表示が必要です。
53	機能要件一覧 2ページ	(49) ワークフロー機能 3 確認・承認 9 引上げ	起案者が確認者を飛ばしてその次の確認者や承認者へ引上げの依頼が行えれば良いという要件認識で問題ないでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
54	機能要件一覧 2ページ	53 ワークフロー機能 3 確認・承認 13 取下げ	起案者や承認者が承認者や決裁者から自由に取下げが出来てしまうと承認途中に急に起案文書が無くなったなどの問題が発生してしまう為、取下げが出来る範囲や前提条件を明示して提案することで必須要件は満たされると認識して良いでしょうか。	「取戻し」はほとんどの場合において起案者が行うため、範囲や前提条件により限定することは想定していません。取戻しを行った証跡が残るような機能を仕様に追加します。
55	機能要件一覧 2ページ	59 ワークフロー機能 2 写し配布	本来の承認者に閲覧権限とメール等で依頼が残っており、代理承認された文書を任意に検索・閲覧可能であれば、写し配布と言う処理はせずとも要件は満たされていると認識して問題ないでしょうか。	いいえ、業務上、写し配布機能の実装は必要となります。
56	機能要件一覧 2ページ	60 ワークフロー機能 2 写し配布	ID54と同意と認識して問題ないでしょうか。	異なる要件であることをご理解願います。
57	機能要件一覧 2ページ	61 ワークフロー機能 2 写し配布	起案者が閲覧権限を設定可能とありますが、全起案者が閲覧権限自体を設定できてしまうと問題が発生してしまう為、起案者が閲覧先（閲覧者）を設定できるという要件認識で問題ないでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。
58	機能要件一覧 2ページ	65 ワークフロー機能 6 文書管理 2 削除	利用者がその時の職位により書類を直接削除できてしまうと問題が発生してしまう為、指定した対象を管理者による削除もしくは外部プログラムでの削除等の代替案でも同様の結果が得られる提案であれば問題ないでしょうか。	問題ありません。
59	機能要件一覧 2ページ	70 ワークフロー機能 7 検索機能	電子決裁システム単独で実現困難の場合、当件に対して文書管理システムを含めた提案とした方がよろしいでしょうか。それとも、単一システム内で対応出来る範囲にて御提案を差し上げた方が良いでしょうか。	ワークフロー機能を担うパッケージと、決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせにより、電子決裁システムを一括構築することは可能です。構築された「電子決裁システム」は、AD連携を除き、JICA内の他システムとの連携は行いません。
60	機能要件一覧 2ページ	71 ワークフロー機能 7 検索機能	電子決裁システム単独で実現困難の場合、当件に対して文書管理システムを含めた提案とした方がよろしいでしょうか。それとも、単一システム内で対応出来る範囲にて御提案を差し上げた方が良いでしょうか。	ワークフロー機能を担うパッケージと、決裁書の文書管理機能を担うパッケージの組み合わせにより、電子決裁システムを一括構築することは可能です。構築された「電子決裁システム」は、AD連携を除き、JICA内の他システムとの連携は行いません。
61	機能要件一覧 3ページ	74 ワークフロー機能 7 検索機能	進捗ステータスは例として挙げて頂いている為、システム標準のステータス名で表示すると共に現在の処理ステップ名と申請組織名・最終処理を行った組織名・決裁文書内に記載してある内容が一覧で表示出来れば問題ないでしょうか。	問題ありません。
62	機能要件一覧 3ページ	75 ワークフロー機能 7 検索機能	進捗ステータスが部署単位で表示されるとありますが、処理者は並列や合議などがあり部署が限定的では無く可変の為、現在の処理ステップ（文書の内容を確認すれば部署は確認可能な状態）が把握できれば問題ないでしょうか。	問題ありません。
63	機能要件一覧 3ページ	76 ワークフロー機能 7 検索機能	進捗ステータスがユーザ単位で表示されるとありますが、処理者は並列や合議などがありユーザが限定的では無く可変の為、現在の処理ステップ（文書の内容を確認すればユーザは確認可能な状態）が把握できれば問題ないでしょうか。	問題ありません。
64	機能要件一覧 4ページ	89 ワークフロー機能 7 検索機能	決裁書内にコメント欄があり、その文字数や入力可能行数をシステム管理者が設定で制限かけられると言う要件認識で問題ないでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。
65	機能要件一覧 4ページ	96 外部システム連携 2 音声ソフト	管理者機能など視覚的効果による表現で実現されている部分が有り、起案者・承認者・管理者機能など全ての権限・機能においての対応が必須でしょうか。外部アドオンも含め範囲や前提条件を明示して提案することで問題ないでしょうか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
66	機能要件一覧 4ページ	97 外部システム連携 3 AD連携	ユーザ・組織情報の連携について、直接の連携だとリアルタイムのデータしかない為、CSVなどで外部へ出力されたデータを元に、未来日付をセットして連携するという認識で問題ないでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。



通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
67	P27	1. 全体構成	「過剰なシステムリソースを要求することなく必要な範囲でシステムリソースを提案し、追加の機器発注が必要にならないアプリケーション及びDBMSを選定すること。」と記載されていますが、貴機構の想定するシステムリソースの上限を追記いただけませんか。	いただいたご意見を踏まえ、本公告時に情報提供できるよう検討いたします。
68	P28	2. ハードウェア諸元	「追加の機器発注が必要にならないアプリケーション及びDBMSを選定すること。」と記載されていますが、Oracle Database製品は全ての物理プロセッサでライセンスカウントされるため、物理サーバを追加する提案を受け入れることもご検討いただけませんか。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
69	P29	3. ソフトウェア構成	「必要なミドルウェア等が存在する場合は、受託者の責任において追加提案をおこなうこと」と記載されていますが、Microsoft製品のCALは貴機構で保有されているものを利用できるという認識でよろしいでしょうか。また入札参加者が利用可能な貴機構が保有しているライセンスの一覧について追記いただけませんか。例えばMicrosoft SharePointやMicrosoft SQL Serverを提案する場合に、CALは貴機構で既に保有されており利用できるのでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、本公告時の情報提供について検討いたします。
70	P11	図表8 想定スケジュール	開発工程期間が6ヵ月と短いため、事前に設計方針書等の資料を閲覧できることをご検討いただけませんか。	設計方針書は作成しておりません。ご意見として検討させていただきますが、設計方針書等の資料を閲覧いただくのではなく、短納期として考慮すべきポイントを仕様書に追記します。
71	調達仕様書(案) P.10	6. 作業内容・納入成果物 (1) 作業内容	プロトタイプ検証について、「2週間程度の検証の後に、フィードバックを行う」と記載があります。P.35の(8)プロトタイプ検証の要領から、結果を報告するまでが本契約の範囲内であり、またスケジュールから、改善点の修正は範囲外という理解でよろしいでしょうか。	改善点の修正も役務範囲内となります。
72	調達仕様書(案) P.24	(5) 海外拠点との接続	ネットワークについて、「～JICA情報システム室より、～情報提供を行う」と記載がありますが、P33の(5)総合テスト要件③-クにも在外拠点からの動作確認の記載がありますが、ネットワークに関する問題が発生した場合の対策や対応を行うのは誰かを明確にしてくださいませようお願いします。	頂いたご意見を踏まえ、本公告時に情報提供できるよう検討いたします。
73	調達仕様書(案) P.24	(5) 海外拠点との接続	「なお、～インターネット回線接続を経由する拠点に留意すること」との記載がありますが、どのような観点で何を留意すべきでしょうか。インターネット回線側の問題であった場合には対応不可となる可能性もありますがよろしいでしょうか。	インターネット回線経由での接続は、エンタープライズ・モビリティ・マネジメント製品(Microsoft社 Intune)を利用いたします。本製品を利用することを前提とした設計・開発を行うこととなります。
74	調達仕様書(案) P.33	(5) 総合テスト要件 工.性能	「目標値としてアプリケーション内の処理時間を5秒以内とすること」との記載がありますが、一括処理や大量データの出力処理、バッチ処理、等については例外とする旨の記載を追記いただけますようお願いいたします。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
75	機能要件一覧 No.7	大分類：1 前提条件 中分類：1 基本情報 小分類：--	「ログイン後の初期画面に、自身が処理すべき決裁を一覧で表示できること」と記載がありますが、一覧を表示するために1アクションを必要とすることをお認めいただけますでしょうか。処理すべき対象としては承認待ちの他に差戻しなども必要と考えます。ステータスを選択したうえで一覧を確認する操作が望ましいと考えます。	ご提案いただいた内容で問題ありませんが、見逃しが無いよう更新情報がわかるような表示の実装をお願いします。
76	機能要件一覧 No.13	大分類：1 前提条件 中分類：1 基本情報 小分類：--	「全ユーザが決裁書のショートカットを保存し、後から簡易に参照できること」とあります。URLリンクのようなものをクリックして決裁の詳細画面を表示する動作と推察しますが、システムへのアクセス方法が増えセキュリティ面での考慮が必要となります。また、ユーザが作成したショートカットは、システム外のファイルとなるため作成したユーザが適切に管理する必要がでてきますが、よろしいでしょうか。	電子決裁システムへのアクセスについては、シングルサインオンになりますが、都度認証を行う想定であり、セキュリティ面で追加で考慮すべき事項は特段ない認識です。また、ショートカットも、電子決裁システムのURLとなる認識です。
77	機能要件一覧 No.17	大分類：2 ワークフロー 中分類：1 起案前 小分類：--	「システム管理者(総務部総務課)が、GUI上で決裁書の既存項目をベースとした画面作成ができること」とありますが、画面レイアウト修正については年2回程度SE対応というような保守での対応お認めいただけませんか。	ご提案いただいた内容で問題ありませんが、頻度は、入札公告時に提示させていただきます。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
78	機能要件一覧 No.39	大分類：2 ワークフロー 中分類：2 起案 小分類：7 過去日付起案	「起案者は、過去日付、過去の組織、過去の書類で申請できること。但し、常時機能ではなく、システム管理者が認めた場合に、必要な決裁書に限定して操作できること。また、過去日付の決裁に関して督促はできないこと」と記載がありますが、過去の書類とは、過去に使っていた決議書フォーマットのようなものをイメージされていますでしょうか。つまり文書ごとに適用日を設定したフォーマットの世代管理が必要でしょうか。	過去の書類とは、過去の適切な時期に決裁すべきであったにも関わらず、起案・決裁を行っていない決裁書を指します。
79	機能要件一覧 No.45	大分類：2 ワークフロー 中分類：3 確認・承認 小分類：6 一括承認	「承認者は、承認すべき決裁書を一覧画面に戻らず、一括承認できること」との記載がありますが、一覧画面に戻らず「承認」（参照している決裁書の承認）ではなく、「一括承認」（複数の決裁書を承認）とはどのような操作を想定されているのでしょうか。	上長が多忙であることを想定し、都度、各決裁書画面を開くのではなく、ボタン一つで自身に回ってきている要承認案件の対応ができることを想定しております。
80	機能要件一覧 No.60	大分類：2 ワークフロー 中分類：5 写し配布 小分類：--	「決裁フローは、最大144部署を写し配布先として選択できること」との記載がありますが、写しというのはメールに決裁済み起案書のPDF添付して送付するのではなく、恒常的にシステム内で写し文書として検索・閲覧ができる必要がありますか？内容として目録以外に回付ルートやコメントも必要でしょうか。	ご認識のとおり、メールで送付するものではありませんが、決裁が下りた後、必要な関係部署に通知される必要があります。また、恒常的にシステム内で検索・閲覧できる必要がありますが、目録や回付ルート、コメントは不要です。
81	機能要件一覧 No.87	大分類：3 権限管理 中分類：1 管理者権限設定 小分類：--	「システム管理者（総務部総務課）は、入力必須チェックの箇所をチェックボックス（On/Off）で設定できること」との記載がありますが、初期開発時に必須/任意の確認・設定変更をさせて頂き、以後保守の中でSE作業として変更を設定することはお認めいただけますでしょうか。	ご提案いただいた内容で問題ありません。
82	機能要件一覧 No.88	大分類：3 権限管理 中分類：1 管理者権限設定 小分類：--	「システム管理者（総務部総務課）が、採番ルールを設定できること」との記載がありますが、採番ルールとしては開発時に年度採番、部署ごとの採番などのルール決めを行い、以後はシステム管理者が起案時の文書記号などを変更することを想定いたしますがご認めいただけますでしょうか。	ご提案いただいた内容で問題ありません。
83	機能要件一覧 No.89	大分類：3 権限管理 中分類：1 管理者権限設定 小分類：--	「システム管理者（総務部総務課）は、コメント欄において入力時の文字数上限、入力の行数制限ができること」との記載がありますが、開発時に上限設定を行い、以後保守の中でSE作業にて対応させて頂くことをお認めいただけないでしょうか。（システム管理者によるコメント欄の入力文字数、行数制限の変更は行えない）	ご提案いただいた内容で問題ありません。
84	機能要件一覧 No.33	大分類：2 ワークフロー 中分類：2 起案 小分類：4 削除	「ドラフト作成、否決、差し戻された起案文書は、更新が30日間されていない場合、自動で削除されること」との記載がありますが、否決された場合と差し戻された場合の扱いの違いを明確にいただけますようお願いいたします。	いずれも起案者に決裁書が戻ってくる状態となりますが、否決はその後編集不可であり、差し戻しはドラフトと同様の扱いとなります。
85	機能要件一覧 No.34	大分類：2 ワークフロー 中分類：2 起案 小分類：4 削除	「更新が30日間されていない起案文書については、削除前に起案者にメールでリマインドが送られること」との記載がありますが、No.33では「更新が30日間されていない場合、自動で削除されること」とあります。リマインドした当日に削除されることとなりますが、期間を開ける必要はないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、No. 33について、更新が30日間されずリマインドされた起案文書は、リマインドの日付から更に10日後に自動削除されること、と変更させていただきます。
86	機能要件一覧 No.49	大分類：2 ワークフロー 中分類：3 確認・承認 小分類：9 引上げ	「決裁ラインの確認者が不在の場合は、起案者が当該確認者の確認を経ずに、上位の確認者または承認者に承認申請することが可能であること」との記載がありますが、この場合、起案者が故意に申請を進めることができ、決裁・合議基準が形骸化してしまうことも想定されます。引上げ、代理決裁による対応をお勧めします。	決裁ラインの確認者がいるにもかかわらず、起案者が当該確認者の確認を経ずに、上位の確認者または承認者に承認申請した場合は、上位の確認者または承認者が差し戻すことにより、故意に申請を進めることを防ぐ想定です。
87	P.7	<資料：意見招請実施要領> 7. (2) ①プロジェクト管理責任者	<質問> ①プロジェクト責任者は、ア～エを全て満たせる要員という認識でよいでしょうか。  <理由> 条件を満たせる要員確保のため確認したい。	ご認識のとおりで問題ありません。



通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
88	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(2) ①プロジェクト管理責任者	<質問> ①、ア.について、資格保有を必須とせず、「または経歴から同等の知識・経験を有すると機構が認めるもの」等の追記は可能でしょうか。  <理由> 案件時期により体制確保が困難となる状況を避けたく、広く要員を確保できるような条件としたい。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
89	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(2) ①プロジェクト管理責任者	<質問> ①、エ.について、「国、公共機関」限定ではなく民間企業含め同規模の実績とすることは可能でしょうか。  <理由> 案件時期により体制確保が困難となる状況を避けたく、広く要員を確保できるような条件としたい。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
90	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(2) ②設計開発責任者	<質問> ②、ア.について、「同等の資格」に該当する資格例を可能な限り記載いただきたい。  <理由> 条件を満たせる要員確保のため確認したい。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
91	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(2) ②設計開発責任者	<質問> ②、ア.について、資格保有を必須とせず、「または経歴から同等の知識・経験を有すると機構が認めるもの」等の追記は可能でしょうか。  <理由> 案件時期により体制確保が困難となる状況を避けたく、広く要員を確保できるような条件としたい。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
92	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(2) ②設計開発責任者	<質問> ②、イ.について、「1年以上の」を削除いただくことは可能でしょうか。 若しくは「本業務の類似業務(電子決裁システムの設計開発等)」を削除いただくことは可能でしょうか。  <理由> 類似業務(電子決裁システム及びパッケージを主体とする開発)で1年以上の開発となる規模の案件は少ないため、広く要員を確保できるような条件としたい。	いただいたご意見は、本公示までに検討させていただきます。
93	P.7	<資料:意見招請実施要領> 7.(5)	<質問> 「想定工数:255M/M」は、開発導入から60か月の運用保守も含めた役務(その他物品は含まれず)の工数であり、255人月という認識でよいでしょうか。  <理由> 想定工数の確認のため。	ご認識のとおりで問題ありません。
94	P.23	<資料:別紙1 電子決裁システムの開発・保守運用業務にかかる調達仕様書(案)> 2.(1)前提条件	<質問> 起案文書の種類(帳票数など)は、いくつ程を想定されてますでしょうか。 既存利用の起案文書・帳票のサンプルを開示いただきたい。  <理由> 機能要件の確認、電子化する業務のスムーズな導入・移行について提案検討するため。	既定の決裁書のパターンは1つです。 既存の決裁書及び決裁・合議基準表は閲覧資料とします。
95	P.7	5.業務の範囲及び情報システム化対象範囲	⑤の調達範囲ですが、専用回線とあります。こちらの専用回線として利用できる形態を教えてくださいませんか？	いただいたご意見を踏まえ、本公告時に情報提供できるよう検討いたします。
96	P.10	①設計・開発業務	設計・開発業務内容に、ウ.要件定義確認書の作成と記載があります。 P.11の想定スケジュールには、該当工程にありませんが、基本設計期間に実施するという理解で正しいでしょうか？ また、要件定義確認書に記載すべき事項をご教示ください。	ご認識のとおりです。 記載すべき事項を理解できるよう、共通サーバ基盤運用保守業者にてテンプレートを準備の上、本公示の際、閲覧資料に加えさせていただきます。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
97	P. 10	プロトタイプ検証期間	本稼働の前に、プロトタイプ検証期間を設け、業務及びシステムの安定性を検証することと記載があります。検証内容の記載もあり、本稼働前の2週間及びフィードバック期間の想定とのことですが、P. 11の想定スケジュールでは、構築スケジュールとはリンクしておらず、開発・単体テスト実施中であるなか、2ヶ月間の検証期間を設けています。プロトタイプ検証期間は、どこまでの品質が担保されているモジュールで、フィードバックも考慮してどれくらいの期間を想定すればよろしいでしょうか？	開発が短いため、構築スケジュールとプロトタイプ検証がリンクしていないことは認識しております。本プロジェクトでは、基本的にパッケージ製品を利用したシステム開発を想定しており、そのため当初から一定以上の品質を期待すると共に、フィードバックを含め、2か月程度の期間を想定しております。
98	P. 12	図表 9 納入成果物及び納入期限	P. 12の図表9に各作業における成果物と成果物名・内容説明の記載があります。各作業で作成する成果物名には、等という表現がありますが、これ以外に作成するのは、各業者の判断という理解でよろしいでしょうか？また、成果物名・内容説明に記載されているものの粒度の記載がありません。事前にこれらのフォーマットもしくは記載粒度をご教示頂くことは可能でしょうか？もし特にフォーマットの指定が無い場合は、各業者フォーマットでも問題ないでしょうか？	「等」という表現については、プロジェクト遂行上必要なものを業者様にて判断いただければと考えております。また、各成果物の作成粒度については、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブックに示されているレベルを参考にいただければと考えております。業者様フォーマットで問題ありません。
99	P. 12	図表 9 納入成果物及び納入期限	開発作業の成果物に実行プログラム一式（プロトタイプ）となります。通番97の回答結果によるとと思いますが、プロトタイプ検証実施時期により、本稼働するバージョンと同様になる可能性があります。その際には、本稼働バージョンのみ納品でも問題ないでしょうか？	問題ありません。
100	P. 36	追加開発	追加開発費は年上限10人月を想定されていますが、5年間別途契約にて実施の認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりで問題ありません。
101	P. 51	想定工数	7. 応札条件及び想定工数 (5) 想定工数に、255M/Mと記載があります。こちらは5年間の保守費用込みの想定工数という理解でよろしいでしょうか？	開発及び5年間の保守費用を含め、計255M/Mを想定しています。